平成２５年（フ）第４３７号
広島市南区的場町１丁目７番13―202号
債務者　株式会社千田屋
代表者代表清算人　千田　康弘
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　泰直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後３時
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９８号
兵庫県神崎郡市川町澤80番地
債務者　株式会社仲田商店
代表者代表取締役　仲田　吉光
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅尾　英文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前10時30分
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３６６号
広島市南区上東雲町24番２号
債務者　有限会社ウエスト電工
代表者代表取締役　高柳　　浩
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　和俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午後３時
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９９号
静岡県焼津市高新田字海岸2411番地の１
債務者　有限会社ブルーラインエクスプレス
代表者取締役　青木　伸雄
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青島　伸雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９７７号
横浜市中区常盤町３丁目21番地関内甘糟ビル４階Ｂ
債務者　株式会社横濱テクノス
代表者代表取締役　上村　健一
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　八郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第６号
奈良県五條市本町３－４－35　森本ハイツ１－Ａ
債務者　川崎　次郎
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　昌司
4　破産債権の届出期間　平成25年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第６０号
仙台市青葉区郷六字葛岡下49番地の１　広瀬の杜６番館209、従前の住所仙台市太白区袋原３丁目７番８号
債務者　後藤　千枝
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板垣　　努
4　破産債権の届出期間　平成25年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２８９号
福島県伊達市保原町字８丁目13番地11
債務者　菊地　憲雄
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
4　破産債権の届出期間　平成25年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２７号
仙台市青葉区落合２丁目６番７―605号、前住所秋田県北秋田市栄字中綱59番地３
債務者　木村　　博
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　謙治
4　破産債権の届出期間　平成25年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第４８０号
千葉市若葉区千城台東１丁目11番１号　グレースⅢ102号
債務者　杉山　政治（旧姓友田）
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福武　公子
4　破産債権の届出期間　平成25年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１４４号
奈良県橿原市曲川町１丁目24番10号、前住所大阪府南河内郡河南町さくら坂南３番３号
債務者　松下　　功
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　伸之
4　破産債権の届出期間　平成25年７月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
熊本県天草市倉岳町浦1254番地１
債務者　松本　孝治
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　浩一
4　破産債権の届出期間　平成25年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第２５号
熊本県天草市河浦町河浦1739番地１
債務者　仁田　秀章
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　芳典
4　破産債権の届出期間　平成25年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第２１号
秋田県山本郡三種町浜田字砂崎118番地89
債務者　藤原　義規
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高城　智子
4　破産債権の届出期間　平成25年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第３６３号
東京都小金井市東町２丁目24番20号富士コーポ201
債務者　澤向　正治
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木徳太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月６日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部